

平成29年3月21日（火）
國重 徹 議員（公明）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

1 問 修習給付金制度の導入の理由について法務当局に問う。

〔法曹志望者の減少〕

- ・ 法科大学院志願者数が平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人となる等、法曹志望者が大幅に減少している。

〔理由〕

- ・ 新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくためにも法曹志望者の確保は喫緊の課題。
- ・ 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討するとされたほか、与党の先生方のお力により、昨年6月の骨太の方針においても「法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する」ことがうたわれたものと承知。
- ・ これを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、修習給付金制度を創設することとしたもの。

平成29年3月21日(火)
國重 徹 議員(公明)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

2問 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定に基づき修習給付金制度の制度設計を担った法務省では、どのような検討により、基本給付金を月額13.5万円、住居給付金を月額3.5万円とする制度設計をしたのか、法務当局に問う。

〔理由〕

- ・ 修習給付金の額は、最終的には最高裁判所規則で定められることになるが、制度設計の過程で、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るという制度の導入理由のほか、修習中に要する生活費や学資金等の司法修習生の生活実態その他の諸般の事情を総合考慮するなどして決定したものである。

平成29年3月21日（火）
國重 徹 議員（公明）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

3問 今後の修習給付金の金額水準の見直しの在り方につき、制度設計を担った法務省としてはどのように考えているのか、法務当局に問う。

〔結論〕

- ・ 本法案が可決成立した場合には、本年11月に修習が開始される第71期の司法修習生から修習給付金を支給することになるが、法曹三者間で確認されているように、新たな制度の導入後は同制度について継続的かつ安定的に運用していくことが重要であると考えている。

平成29年3月21日（火）
國重 徹 議員（公明）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

4 問 修習給付金について、給付型奨学金等とは異なり、司法修習生に一律に支払う理由につき、法務当局に問う。

〔理由〕

- ・ 全ての司法修習生は、法令上修習専念義務が課され、原則として兼業が規制されるなど、給付型奨学金が支給される学生とは立場が異なっている。このため、経済的な基盤を確保し、修習に専念できる環境を整備することにより、司法修習の実効性を担保する必要がある。
- ・ そこで、修習専念義務を担保するための資金の一部として支給される修習給付金の基本となる基本給付金については、司法修習生に一律に支給することとしたものである。

平成29年3月21日（火）
國重 徹 議員（公明）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

5問 司法修習生の懲戒的措置に関する規定の整備として、罷免以外に修習の停止及び戒告を設ける理由につき、法務当局に問う。

〔理由〕

- ・ 今般の修習給付金制度の創設に伴い、司法修習については、一層確実な履践を担保することが求められると考えられる。
- ・ こうした観点から考えると、司法修習生の懲戒的措置については、現在、「罷免」以外の措置は認められておらず、「罷免」することが適当とまではいい難い非行があった場合には懲戒的措置を課することができず、司法研修所長ら（注）が注意や指導をするにとどまっており、実効的かつ柔軟に規律確保を行うための方策を講じることが相当と考えられた。
- ・ そこで、司法修習生に対する懲戒的措置について、「罷免」に加え「修習の停止」及び「戒告」の処分を設けることとしたものである。

（注）そのほか、配属庁会の長等がある。

平成29年3月21日（火）
國重 徹 議員（公明）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

6 問 修習停止の期間中に修習給付金は支給されるのか，法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ 司法修習生は，
 - 修習停止の期間中は司法研修所又は配属庁会等における具体的な修習をせず，その期間に限っては修習給付金を支給する必要性に乏しく，また懲戒処分としての性質に鑑み，修習給付金を支給しないとするのが適切と考えられる。
 - 修習停止の期間については今後最高裁判所規則で定められることになるが，その期間は短期間にとどまることが予定されており，修習給付金を支給しないとしても，司法修習生の生活への影響は限定的。

〔結論〕

- ・ そこで，修習停止の処分を受けた場合，当該修習停止の期間については修習給付金を支給しないことを予定。

（参考）国家公務員については，停職期間中は国家公務員として身分は保有するが，職務を行わず，職務専念義務を負わないとされているほか，給与も支給されない（国家公務員法第83条第2項，第101条第1項前段）。

平成29年3月21日（火）
國重 徹 議員（公明）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

7問 昨年12月の法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会の確認にある「修習の成果の社会還元を推進するための手当て」に関する検討状況につき、法務当局に問う。

- ・（委員御指摘のとおり）法務省は、昨年12月、最高裁判所及び日本弁護士連合会との間で、修習給付金制度の創設に伴い「司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行う」ことを確認したところ。
- ・ 「修習の成果の社会還元を推進するための手当て」としては（公務に従事することになる裁判官及び検察官以外の弁護士について問題となるが、）これまでの日本弁護士連合会との協議によれば、日本弁護士連合会が新たに定めるモデルプラン等において、新たな経済的支援を受けて司法修習を終えた弁護士につき、
 - 経済的・社会的弱者に対する各種の法的支援
 - 司法過疎地域への法的サービス等に従事することを推進する方策を講じることが予定されているものと承知。
- ・ 今後も引き続き、修習成果の社会還元を推進するための手当てについて、日本弁護士連合会側と協議してまいりたい。

(対[■]大臣・副大臣・政務官)
3月21日(火) 衆・法務委

司法法制部 作成
國重 徹 議員(公明)

8問 法曹志望者が大幅に減少している中、今後の法曹養成制度改革に向けた決意につき、法務大臣に問う。

〔結論〕

- ・ 法曹志望者の大幅な減少は、深刻な事態であり、多くの有為な人材が法曹を志望し、質の高い法曹が活躍する状況になることは重要と考えている。
- ・ 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹志望者数の回復に向けた取組みとして、法曹有資格者の活動領域の拡大、法科大学院改革、司法試験の在り方の検討等の取組を進めるとされたところ。
- ・ 法務省としても、文部科学省と連携し、他の関係機関・団体の協力も得ながら、法曹養成制度改革連絡協議会等を通じ、法曹人材確保に向け、しっかりと取組を進めてまいりたい。

(参考資料)

「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定) (概要)

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線[■] 携帯[■]】

法曹養成制度改革の更なる推進について 概要

平成27年6月30日

法曹有資格者の活動領域の拡大

- 活動領域の拡大に向けた取組を継続(環境整備等)
【法務省】【日弁連、弁護士会に期待】【最高裁に期待】

法曹人口

当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、
更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い
法曹が輩出され、活躍する状況に(なお、質の確保にも留意)

- データ収集と検証【法務省】

法科大学院

司法試験に概ね7割*以上合格できるよう充実した教育を目指す
※累積合格率。地域配置等の教育実績等に留意。
……集中改革期間【平成30年度まで】

組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続【文科省】、教員派遣見直し方策の継続【法務省】【最高裁に期待】
- 客観的指標を活用した認証評価の運用【文科省】
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備【文科省】
- 設置基準の見直しの検討等【文科省】

教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援【文科省】
- 共通到達度確認試験(仮称)の試行/その状況に応じ、司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有することを前提に、制度設計等の検討【文科省】【法務省】
- 適性試験等の在り方の検討【文科省】

経済的 時間的 負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実【文科省】
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮【文科省】
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討【文科省】

司法試験

予備試験

- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を検証+必要な方策を検討【法務省】
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮【司法試験委員会に期待】
- 法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討【法務省】

司法試験

- 選択科目の廃止の是非(引き続き検討)【法務省】
- 方式・合格基準等(検証を通じて一層適切な運用)【司法試験委員会に期待】

司法修習

- 導入修習等の着実な実施により司法修習内容の更なる充実【最高裁に期待】
- 経済的支援(司法修習の実態、法曹の収入等の経済状況、合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、検討)【法務省(最高裁等と連携)】

今後 フォローアップ(連絡協議環境)

(今後の課題)社会的状況等を踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討等